

北上市議会告示第14号

北上市議会議員政治倫理規程を次のように定める。

令和6年12月20日

北上市議会議長 菊池 勝

北上市議会議員政治倫理規程

(趣旨)

第1条 この告示は、北上市議会議員政治倫理条例（令和6年条例第48号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(兼業の報告)

第2条 条例第4条第1項の兼業報告書は、北上市議会議員兼業報告書（様式第1号）によるものとする。

2 条例第4条第3項の兼業変更報告書は、北上市議会議員兼業変更報告書（様式第2号）によるものとする。

(請負状況等の報告)

第3条 条例第6条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書（様式第3号）より行うものとする。

2 条例第6条第2項の規定による訂正は、請負状況等訂正報告書（様式第4号）により行うものとする。

(報告の一覧の訂正)

第4条 議長は、条例第6条第3項の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならない。

(期限等の特例)

第5条 条例第6条第1項の規定による報告をすべき期限が、北上市の休日条例（平成3年北上市条例第3号）第1条に規定する市の休日（次条において「休日」という。）に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

(報告書の閲覧)

第6条 条例第6条第5項の規定による閲覧（以下「閲覧」という。）は、同条第1項の規定による報告をすべき期限の翌日から起算して30日を経過する日の翌日（その日が休日に当たるときは、その日の翌日とする。）から、議長が指定する場所において、議長が指定する時間中にすることができる。

2 議長は、前項に規定する場所及び時間を公表しなければならない。

3 閲覧しようとする者は、閲覧に係る報告及び訂正を、第1項に規定する場所以外

に持ち出すことができない。

4 閲覧に係る報告及び訂正は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

5 議長は、第1項及び前2項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

（報告等の写しの交付等）

第7条 条例第6条第5項の規定による写しの交付の請求は、複写申込書（様式第5号）により行うものとする。この場合において、写しの作成に要する費用は、当該請求をした者の負担とする。

（審査請求の手続）

第8条 条例第7条の規定による審査の請求（以下「審査請求」という。）をしようとする代表者（以下「審査請求代表者」という。）は、市民にあつては審査請求書（様式第6号）を、北上市議会議員にあつては審査請求書（様式第7号）を議長に提出しなければならない。

2 審査請求をしようとする市民の代表者は、条例第7条に規定する選挙権を有する者に対し、条例第3条に規定する政治倫理規準又は条例第4条から第6条までの規定に違反する事実があることを証する書類を添えて、審査請求署名簿（様式第8号）に署名を求めなければならない。

（審査請求の審査等）

第9条 議長は、審査請求代表者から審査請求書の提出があつたときは、当該審査請求書及び添付された書類（以下「審査請求書等」という。）を審査するとともに、審査請求署名簿が添えられているときは、北上市選挙管理委員会に対し、遅滞なく、当該審査請求署名簿に連署された署名が選挙権を有する市民であることの確認を求めるものとする。

2 議長は、前項の規定による審査及び確認の結果、審査請求書等に形式上の不備があると認めるときは、審査請求代表者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めるものとする。

（審査請求の受理）

第10条 議長は、前条第1項の規定による審査及び確認の結果、審査請求の要件を満たしていると認めたときは、審査請求書等を受理するものとする。

（審査請求の却下）

第11条 議長は、第9条第1項の規定による審査及び確認の結果、審査請求の要件を満たしていないと認めるとき又は審査請求代表者が同条第2項の規定による補正の求めに応じなかったときは、審査請求を却下するものとする。

2 議長は、前項の規定により審査請求を却下したときは、審査請求代表者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（審査会の傍聴）

第12条 条例第8条第1項の審査会の傍聴は、北上市議会傍聴規則（平成3年北上市議会規則第2号）の例による。

（補則）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年1月1日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

北上市議会議長 様

北上市議会議員

北上市議会議員兼業報告書

北上市議会議員政治倫理条例第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり提出します。

記

法人・団体等の名称	所在地	役職	備考

様式第 2 号（第 2 条関係）

年 月 日

北上市議会議長 様

北上市議会議員

北上市議会議員兼業変更報告書

北上市議会議員政治倫理条例第 4 条第 3 項の規定により、次のとおり提出します。

記

1 変更年月日 年 月 日

2 変更理由

3 変更の内容

[変更前]

[変更後]

様式第 3 号（第 3 条関係）

年 月 日

北上市議会議長 様

北上市議会議員

請負状況等報告書

北上市議会議員政治倫理条例第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

契約締結 日	対象とする役務、 物件等	契約金額（円）（単価契 約である場合はその旨）	昨年度（会計年度）に 支払を受けた額（円）
支払を受けた総額			

備考 契約金額及び支払を受けた額は消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額を記入すること。

様式第4号（第3条関係）

年 月 日

北上市議会議長 様

北上市議会議員

請負状況等訂正報告書

北上市議会議員政治倫理条例第6条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 訂正箇所

2 訂正の理由

様式第 5 号（第 7 条関係）

年 月 日

北上市議会議長 様

氏名
住所又は居所
連絡先電話番号

複写申込書

北上市議会議員政治倫理条例第 6 条第 5 項の規定により、次のとおり写しの交付を
請求します。

写しの交付を求める報告又は訂正	写しの交付を求める範囲

様式第 6 号（第 8 条関係）

年 月 日

北上市議会議長 様

代表者氏名

住所又は居所

連絡先電話番号

審査請求書

北上市議会議員政治倫理条例第 7 条の規定に基づき、次のとおり審査を請求します。
記

- 1 審査対象議員
- 2 政治倫理規準等に違反する事実の内容
- 3 政治倫理規準等に違反する事実の根拠
- 4 添付書類

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

北上市議会議長 様

（代表者）北上市議会議員

北上市議会議員

北上市議会議員

審査請求書

北上市議会議員政治倫理条例第7条の規定に基づき、次のとおり審査を請求します。

記

- 1 審査対象議員
- 2 政治倫理規準等に違反する事実の内容
- 3 政治倫理規準等に違反する事実の根拠
- 4 添付書類

様式第 8 号（第 8 条関係）

審査請求署名簿

番号	署名年月日	住所	氏名	生年月日	備考	有効、無効

- 備考
- 署名簿は自署によること。
 - 「有効、無効」の欄には記入しないこと。